

感染症の予防及び蔓延の防止のための指針

1. 基本的な考え方

社会福祉法人多賀町社会福祉協議会居宅介護支援事業所(以下事業所という)では、利用者・家族及び職員の安全を確保するための措置を講じ体制を整備する。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための法人内の組織

感染症発症及びまん延防止等に取り組みに当たり以下の体制を取る。

(1) 「感染対策委員会の設置」

①設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②感染対策委員会の構成委員

圏域居宅合同委員会 メンバー

③感染対策委員会の開催

おおむね1年に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④感染対策委員会の役割

ア)事業所内感染対策の立案

イ)感染症発生時の対応の検討

ウ)情報の収集、整理、全職員への周知

エ)行動マニュアル等の作成

オ)事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

3. 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き第3版」(厚労省)に沿って、感染症の予防及び蔓延の防止に努める。

4. 発生時の対応

(1)当事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会はその内容及び対応について全職員に周知する。

(2)速やかに行政へ報告する。

(3)感染拡大の防止について、行政と保健所からの指示に従い、協議する。

(4)サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

5. 利用者に対する指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。また、事業所ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する